



鳥取県公報

平成18年 3月28日(火)
号外第39号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例 (27) (県民生活課) 7
	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (28) (公園自然課)15
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (29) (住宅政策課)31
	鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (30) (経済政策課)36
	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例 (31) (産業開発課)37
	鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例 (32) (産業技術センター)39
	鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例 (33) (労働雇用課)40
	鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例 (34) (＃)41
	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例 (35) (生産振興課)41

———公布された条例のあらまし———

消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) これまでの消費者施策は、事業者に対して相対的に弱い立場に置かれている消費者を積極的に保護することによって、県民の消費生活の安定及び向上を図るものであった。
- (2) 一方近年では、消費者をとりまく経済社会状況が変化し、消費者トラブルも増加・多様化する中で、消費者自身が必要な知識や情報を身に付け、自立した主体として行動することが求められている。
- (3) そのため、これまでの消費者施策を見直し、消費者の権利を尊重し、消費者の自立を積極的に支援するための施策を実施するため、基本理念の規定を新設するとともに、事業者等の責務、消費者等の役割、消費者教育の推進等の規定について所要の改正を行う。
- (4) また、事業者がその商品の性能等について不実のことを告げたか否かを判断する場合において、合理的な根拠を示す責任を当該事業者に負わせることとする等、事業者に対する調査について必要な事項を定める。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり、消費者施策に関する規定を整備する。

<p>基本理念 (規定の新設)</p>	<p>ア 県民の消費生活の安定及び向上の確保は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、自立した主体として、自主的かつ合理的に行動するとともに、事業者が適切な事業活動を行い、消費者の信頼を確保することを基本として行われなければならない。</p>
-------------------------	--

	<p>イ 消費者施策の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全の確保その他の消費者の権利を尊重することを基本として行われなければならない。</p> <p>ウ 消費者施策の推進は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差を是正するための施策を進めるとともに、消費者が自立した主体として自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。</p> <p>エ 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適切な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮しなければならない。</p> <p>オ 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応すること並びに環境の保全に配慮して行われなければならない。</p>
事業者の責務（規定の整備）	<p>ア 事業者は、県民の消費生活に関し、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。</p> <p>（ア）消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。</p> <p>（イ）消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。</p> <p>（ウ）消費者との取引に際して、消費者の知識、経験等に配慮すること。</p> <p>（エ）消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。</p> <p>（オ）県及び市町村が実施する消費者施策に協力すること。</p> <p>イ 事業者は、その供給する商品等に関し環境の保全に配慮するとともに、消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。</p>
事業者団体の責務（規定の新設）	<p>事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。</p>
消費者の役割（規定の整備）	<p>消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。</p>
消費者団体の役割（規定の新設）	<p>消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。</p>
市町村との連携等（規定の新設）	<p>ア 県は、消費者施策の実施について、市町村の協力を求めるとともに、市町村が行う消費者施策の実施について、必要な協力を行うものとする。</p> <p>イ 県は、消費者、事業者等と協働して、消費生活の安定及び向上に関する活動に取り組むものとする。</p>
消費者団体の自主的な活動の促進（規定の新設）	<p>県は、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>
不当な取引方法の調査（規定の新設）	<p>知事は、事業者が不当な取引行為を行ったか否かを判断する場合において、当該事業者が商品の効能、種類等につき不実告知行為を行ったか否かを判断する必要があるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該</p>

	資料を提出しないときは、当該事業者は不実告知行為を行ったものとみなす。
啓発活動及び教育の推進 (規定の整備)	ア 県は、子供のときからの消費者教育の必要性を重視し、学校、地域等を通じて消費生活に関する教育の充実に努めるものとする。 イ 県は、啓発活動及び教育の推進に当たっては、高齢化、高度情報化等の進展に配慮するとともに、消費者の年齢その他の特性に応じて効果的に行うよう配慮するものとする。 ウ 県は、啓発活動及び教育の推進に当たっては、消費者からの相談及び苦情並びに他県の被害状況等に応じて、迅速かつ効果的に行うものとする。
苦情の処理 (規定の新設)	知事は、市町村が講ずる消費者からの苦情の処理に関する措置について、必要な支援を行うほか、市町村との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するものとする。
環境の保全 への配慮 (規定の整備)	ア 消費者は、その消費生活が環境に及ぼす影響を理解し、物を大切にするとともに、商品等の選択、購入等に際しては、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。 イ 事業者は、その事業活動を行うに当たって、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。
立入調査等 (規定の整備)	ア 知事は、条例の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し資料の提出若しくは説明を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、工場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 イ 知事は、事業者がアの立入調査等の拒否等を行ったときは、その旨を公表することができる。
この条例の 失効 (規定の新設)	この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
(3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法律」という。）の一部が改正され、新たに動物取扱業の登録制度及び特定動物の飼養又は保管の許可制度が新設された。
(2) 動物の愛護及び管理を図るためにこれまで鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例に設けていた動物取扱業の登録制度及び特定動物の飼育の許可制度は、規制の対象及び目的が(1)により新設された法律による制度と重複するため、廃止する。

2 条例の概要

- (1) 法律による制度と重複する次の制度は、廃止する。
県内において飼育施設を設置して動物取扱業を営む者に係る登録制度
ライオン、くま、わにその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある特定動物の飼育に係る許可制度
(2) その他所要の規定の整備を行う。
(3) 施行期日等

施行期日は、公布の日から施行する の一部を除き、平成18年6月1日とする。

法律の規定に基づく動物取扱業の登録制度及び特定動物の飼養又は保管の許可制度に係る手数料を徴収するため、鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する。

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正するほか、所要の経過措置を講じる。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 公営住宅法の一部が改正され、地域における公営住宅等の一体的管理を通じて管理の効率化を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細かいサービスを提供できるよう、管理代行制度が設けられた。
- (2) (1)に伴い、住宅の需給について市町村の枠を超えて広域的に調整する必要がある比較的大規模な県営住宅は県が直営で管理し、現在、市町村に管理委託しているものその他の比較的小規模な県営住宅は、市町村と協議の上、管理代行制度を導入する。
- (3) (1)及び(2)のほか、公営住宅法施行令の一部が改正され、既存入居者を公募によらず他の公営住宅に入居させることができる事由が拡大されたこと等にかんがみ、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 管理代行制度の対象範囲を次のとおり定める。

市町村が管理代行を行う県営住宅は、次のとおりとする。

名称	管理代行市町村
倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 美穂第2団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第1団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地	鳥取市
田後港団地 大谷団地 高山団地	岩美町
土師百井団地 国中団地 宮岡団地 船岡団地 丸山団地 隼団地 北山団地 中南団地 八東第1団地 八東第2団地	八頭町
若葉団地	若桜町
智頭第1団地 智頭第2団地 杉の香団地	智頭町
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 高城第2団地 高城第3団地	倉吉市
浜団地 泊港団地 東郷団地	湯梨浜町
東伯団地 浦安団地 赤碓港団地 城山団地 成美団地 みどり団地	琴浦町
大野団地 栄第1団地 栄第2団地	北栄町
陰田団地	米子市
庄内団地 浜の上第1団地 浜の上第2団地	大山町
法勝寺団地 手間第1団地 手間第2団地	南部町
伯南第1団地 伯南第2団地	日南町
小江尾団地	江府町

管理代行の対象となる事務の範囲は、次の事務の範囲内で、市町村と協議して定める。

ア 入居者の公募に係る事務

イ 単身入居が認められない要件に該当するかどうか判断するための調査及び市町村長への意見の徴求に係る事務

ウ 入居者の決定等に係る事務

エ 入居者の選考に係る事務

- オ 入居補欠者の決定等に係る事務
 - カ 入居の手續に係る事務
 - キ 同居の承認に係る事務
 - ク 入居の承継の承認に係る事務
 - ケ 県営住宅の修繕又は費用負担の指示に係る事務
 - コ 県営住宅を引き続き15日以上使用しないときの届出の受理に係る事務
 - サ 県営住宅の一部の他用途利用の承認に係る事務
 - シ 県営住宅の増築等の承認に係る事務
 - ス 高額所得者に対する県営住宅の明渡請求に係る事務
 - セ 収入超過者に対する他の住宅のあっせん等に係る事務
 - ソ 高額所得者に対する県営住宅の明渡請求又は収入超過者に対する他の住宅のあっせんのための収入状況の報告の請求に係る事務
 - タ 退去時等の検査に係る事務
 - チ 不正の行為等による入居者に対する県営住宅の明渡請求に係る事務（家賃を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）
 - ツ 敷地内に駐車している者に対する移動その他必要な措置命令に係る事務
 - テ 県営住宅駐車場の使用許可に係る事務
 - ト 不正の行為等による使用者に対する県営住宅駐車場の明渡請求に係る事務（駐車場使用料を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）
 - ナ 高額所得者に対する県営住宅駐車場の明渡請求等に係る事務
- (2) 既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて、県営住宅に入居することが適当である場合には、知事は当該既存入居者を公募によらず県営住宅に入居させることができる。
- (3) 収入超過者の家賃は、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることとし、収入超過者の収入の区分及び当該県営住宅の家賃決定からの経過期間を勘案して、当該定めた額に達するまで段階的に増額する。
- (4) 入居者が県営住宅を退去するときに還付する敷金の中から控除することができる債権に未納の駐車場使用料を加える。
- (5) 次の県営住宅を老朽化等により廃止する。

名 称	位 置
賀露港団地	鳥取市賀露町北三丁目
寿団地	鳥取市西品治

- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(2)、(4)から(6)まで及び の一部は、公布の日から施行する。
所要の経過措置を講じる。

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県立産業体育館（鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県立米子産業体育館。以下「産業体育館」という。）の効率的な管理運営を図るため、平成18年度からの指定管理者制度導入に併せて、その所管を教育委員会に移管することに伴い、規定の整備を行う。

2 条例の概要

- (1) 産業体育館の所管の変更に伴い、指定管理者の指定並びに開館時間及び休館日の承認に関する権限

を、知事から教育委員会に移譲する。

(2) 産業体育館における禁止行為の設定その他の規則に委任されている事項の設定について、教育委員会規則に委任する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

所要の経過措置を講じる。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内企業の健全な育成を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、県内企業との競合が生じやすい業種について、条例の対象となる業種から削除する。

2 条例の概要

(1) 道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業を条例による助成の対象となる企業立地事業の対象業種から削除する。

鳥取県企業立地等事業助成制度...企業立地等事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資することを目的とする制度

(2) 施行期日等

この条例は、公布の日から施行する。

所要の経過措置を講じる。

鳥取県産業技術センター条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）において、表面張力計その他の機器の整備等を行うことに伴い、当該機器を利用して行う分析等の業務に係る手数料の設定及び額の変更を行う。

2 条例の概要

(1) センターが行う表面張力計による分析について手数料を徴収することとし、その額を1件につき4,530円とする。

(2) センターが行う3次元測定機による測定に係る手数料の額を1件につき2,810円（現行 2,770円）に引き上げる。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、規則で定める日とする。

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平確保を図るため、県立高等技術専門校が実施する短期課程の職業訓練のうち在職者が受講するものについて、受講料を徴収する。

2 条例の概要

(1) 高等技術専門校が実施する短期課程の職業訓練を受ける者（在職者に限る。）は、受講料を納付しなければならない。

(2) (1)の受講料の額は、1時間につき200円とする。ただし、特に高度な技能を習得するために行うものとして規則で定める訓練に係る受講料の額は、1時間につき1,700円を超えない範囲内で規則で定める。

(3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争の迅速、適正かつ実効的な解決を図るための労働審判の手続等を定めた労働審判法が施行されることにかんがみ、あっせんを行わないことができる個別労働関係紛争に、同法による労働審判手続の申立てがなされているもの等を追加する。

2 条例の概要

(1) あっせんを行わないことができる個別労働関係紛争に、労働審判法による労働審判手続の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの若しくは同法による労働審判が行われたものを加える。

(2) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

梨に関する総合情報・学習拠点として、県民が集い、学習しやすい環境を整えるため、児童等が利用する場合の使用料を無料とする等使用料を見直す。

鳥取二十世紀梨記念館...梨に関する産業、歴史及び文化への県民の理解を深めるとともに、観光及び果樹の振興に資するため、倉吉市に設置

2 条例の概要

(1) 鳥取二十世紀梨記念館の使用料を次のとおり改める。

区 分	使 用 料	
	改 正 後	現 行
児童又は中学校の生徒	無 料	200円 (団体の場合は、160円)
高等学校の生徒、学生又は一般人	200円	500円 (団体の場合は、400円)

(2) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第27号

消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

消費生活の安定及び向上に関する条例 (昭和55年鳥取県条例第5号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 - 第5条の4）</p> <p>第2章 消費者施策</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第3章及び第4章 略</p> <p>第5章 環境の保全への配慮等（第22条）</p> <p>第6章 略</p> <p>第7章 雑則（第31条 - 第34条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県、事業者等の果たすべき責務及び消費者等の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第1条の2 県民の消費生活の安定及び向上の確保は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、自立した主体として、自主的かつ合理的に行動するとともに、事業者が適切な事業活動を行い、消費者の信頼を確保することを基本として行われなければならない。</p> <p>2 県民の消費生活の安定及び向上を図るための総合的な施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 - 第5条）</p> <p>第2章 消費生活の安全等に関する施策</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第3章及び第4章 略</p> <p>第5章 資源及びエネルギーの有効利用に関する施策（第22条）</p> <p>第6章 略</p> <p>第7章 雑則（第31条・第32条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県、市町村及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。</p>

その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
- (2) 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- (3) 消費者に対し必要な情報が提供されること。
- (4) 消費者に対し必要な教育の機会が提供されること。
- (5) 消費者の意見が消費者施策に適切に反映されること。
- (6) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

3 消費者施策の推進は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差を是正するための施策を進めるとともに、消費者が自立した主体として自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

4 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適切な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮しなければならない。

5 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応すること並びに環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮して行われなければならない。

(県の責務)

第2条 県は、経済社会の状況に即応して、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、消費者施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、基本理念にかんがみ、県民の消費生活に関し、その供給する商品又は役務(以下「商

(県の責務)

第2条 県は、経済社会の発展に即応して、県民の消費生活の安定及び向上を図るための総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する消費生活の安定及び向上を図るための施策に協力するとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費生活の安定及び向上を図るための施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、県民の消費生活に関し、その供給する商品又は役務(以下「商品等」という。)につ

品等』という。)について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、年齢及び財産の状況等に配慮すること。
- (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- (5) 県及び市町村が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品等に関し環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第4条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、経済社会の状況に即応して、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するように努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

2 消費者は、消費生活に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第5条の2 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための

いて、危害の防止、規格、表示、包装等の適正化、適正な取引方法の確保その他必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する消費生活の安定及び向上を図るための施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その供給する商品等について生じた消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、経済社会の発展に即応して、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するように努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(市町村との連携等)

第5条の3 県は、消費者施策の実施について、市町村の協力を求めるとともに、市町村が行う消費者施策の実施について、必要な協力を行うものとする。

2 県は、消費者及び事業者、消費者団体及び事業者団体その他関係機関と協働して、消費生活の安定及び向上に関する活動に取り組むものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第5条の4 県は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第2章 消費者施策

(危害商品等の調査)

第7条 略

(不当な取引方法の調査)

第11条の4 略

2 知事は、事業者が不当な取引行為を行ったか否かを判断する場合において、当該事業者が商品の効能、種類、商標、製造者名、販売数量、必要数量及びその性能若しくは品質又は役務の効果、種類及びその内容につき不実のことを告げる行為（以下「不実告知行為」という。）を行ったか否かを判断する必要があるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該事業者は不実告知行為を行ったものとみなす。

第2章 消費生活の安全等に関する施策

(危害商品等の調査)

第7条 略

2 知事は、前項の規定による調査を行うため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が前項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたときは、その旨を公表することができる。

(不当な取引方法の調査)

第11条の4 略

2 知事は、前項の規定による調査を行うため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が前項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたときは、その旨を公表することができる。

第12条 県は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるようにするため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、子供のときからの消費者教育の必要性を重視し、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育の充実に努めるものとする。

2 県は、前項の啓発活動及び教育の推進に当たっては、高齢化、高度情報化、国際化等の進展に配慮するとともに、消費者の年齢その他の特性に応じて効果的に行うよう配慮するものとする。

3 県は、第1項の啓発活動及び教育の推進に当たっては、消費者からの相談及び苦情並びに他県の被害状況等に応じて、迅速かつ効果的に行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 略

2 知事は、市町村が講ずる消費者からの苦情の処理に関する措置について、必要に応じて、情報の提供、技術的助言その他の支援を行うほか、市町村との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するものとする。

(緊急調査)

第18条 略

第12条 知事は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるようにするため、商品等に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育の充実に努めるものとする。

(苦情の処理)

第13条 略

(緊急調査)

第18条 略

2 知事は、前項の規定による調査を行うため必要があると認めるときは、事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、当該事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 知事は、事業者が第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その旨を公表することが

(事業活動の是正の勧告)

第19条 知事は、前条の規定による調査の結果、事業者が当該生活関連物資の円滑な流通を妨げ、又は当該生活関連物資を著しく不適正な価格で供給していると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2及び3 略

(緊急調査による情報の公表)

第20条 知事は、生活関連物資の需給又は価格の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条の規定による調査によって得た情報を公表することができる。

(事業者に対する協力の要請)

第21条 知事は、第17条第1項の規定による情報の収集又は第18条の規定による調査の結果、生活関連物資の円滑な供給又は価格の安定を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該生活関連物資の供給の確保その他の措置について協力を求めることができる。

第5章 環境の保全への配慮等

第22条 消費者は、その消費生活が環境に及ぼす影響を理解し、物を大切にするとともに、商品等の選択、購入、使用、利用等に際しては、不用品の再利用及び再生利用を行う等環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

3 知事は、県民が健全な消費生活を営むことができるようにするため、消費生活が環境に及ぼす影響等環境の保全に関する知識の普及、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第7章 雑則

できる。

(事業活動の是正の勧告)

第19条 知事は、前条第1項の規定による調査の結果、事業者が当該生活関連物資の円滑な流通を妨げ、又は当該生活関連物資を著しく不適正な価格で供給していると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2及び3 略

(緊急調査による情報の公表)

第20条 知事は、生活関連物資の需給又は価格の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項の規定による調査によって得た情報を公表することができる。

(事業者に対する協力の要請)

第21条 知事は、第17条第1項の規定による情報の収集又は第18条第1項の規定による調査の結果、生活関連物資の円滑な供給又は価格の安定を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該生活関連物資の供給の確保その他の措置について協力を求めることができる。

第5章 資源及びエネルギーの有効利用に関する施策

(資源及びエネルギーの有効利用)

第22条 知事は、県民が健全な消費生活を営むことができるようにするため、資源及びエネルギーの有効利用に関する知識の普及、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者及び消費者は、その事業活動及び消費生活において、資源及びエネルギーの有効利用を積極的に行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(立入調査等)

第31条 知事は、第7条、第11条の4第1項及び第18条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し資料の提出若しくは説明を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、工場、店舗、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 知事は、事業者が第1項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、若しくは虚偽の資料の提出若しくは説明をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その旨を公表することができる。

(関係行政機関への協力の要請)

第32条 略

(権限の委任)

第33条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(委任)

第34条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年6月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(関係行政機関への協力の要請)

第31条 略

(委任)

第32条 略

附 則

この条例は、昭和55年6月1日から施行する。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第28号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下本則において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下本則において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下本則において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下本則において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章及び第 2 章 略</p> <p>第 3 章 動物の収容等（第11条 第15条）</p> <p>第 4 章 緊急時の措置等（第16条 第20条）</p> <p>第 5 章 雑則（第21条 第23条）</p> <p>第 6 章 罰則（第24条 第26条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第26条第 1 項に規定する特定動物をいう。</p> <p>（4）及び（5） 略</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章及び第 2 章 略</p> <p>第 2 章の 2 動物取扱業の規制（第10条の 2 第10条の18）</p> <p>第 3 章 特定動物の飼育（第11条 第16条）</p> <p>第 4 章 動物の収容等（第17条 第21条）</p> <p>第 5 章 緊急時の措置等（第22条 第26条）</p> <p>第 6 章 雑則（第27条・第28条）</p> <p>第 7 章 罰則（第28条の 2 第33条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 特定動物 <u>ライオン、くま、わにその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で規則で定めるものをいう。</u></p> <p>（4）及び（5） 略</p>

(6) 動物取扱業 法第10条第1項に規定する動物取扱業をいう。

(特定動物の飼い主の遵守事項)

第8条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物について、前条各号に掲げる事項のほか、特定動物が逃げ出した場合に備え、捕獲用器材を所持し、常に使用できるように整備しておかなければならない。

(6) 動物取扱業 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する動物取扱業をいう。

(特定動物の飼い主の遵守事項)

第8条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物について、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定動物が逃げ出さないように、定期的に飼育施設の点検を行うこと。
- (2) 特定動物が逃げ出した場合に備え、捕獲用器材を所持し、常に使用できるように整備しておくこと。
- (3) 特定動物を飼育している旨の標識を、規則で定めるところにより、飼育施設のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい場所に掲示すること。

第2章の2 動物取扱業の規制

(動物取扱業者についての特別の規制措置)

第10条の2 県内において飼育施設を設置して動物取扱業を営む者(動物取扱業を営もうとする者を含む。)については、法第14条の規定に基づき、法第2章第2節に規定する措置に代えて、この章に規定する規制措置を適用するものとする。

(動物取扱業者の遵守事項)

第10条の3 飼育施設を設置して動物取扱業を営む者は、飼育施設の構造、その取り扱う動物(法第8条第1項に規定する動物に限る。以下この章において同じ。)の管理の方法等について、法第11条第1項の基準を遵守するとともに、その取り扱う動物の管理を適正に行わせるため、飼育施設を設置する事業所ごとに専任の動物取扱責任者を置かなければならない。

2 前項の動物取扱責任者(以下「動物取扱責任者」という。)は、動物の適正な飼育及び保管に関し必要な知識を習得させることを目的として知事が行う講習会を修了した者その他規則で定める者をもって充てなければならない。

(動物取扱業の登録)

第10条の4 飼育施設を設置して動物取扱業を営もうとする者は、飼育施設を設置する事業所ごとに、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者(次条第2項及び第10条の6において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 飼育施設を設置する事業所の名称及び所在地

(3) 動物取扱業の種別(販売、保管、貸出し、訓練又は展示の別をいう。)

(4) 主として取り扱う動物の種類及び数

(5) 飼育施設の構造及び規模

(6) 飼育施設の管理の方法

(7) 動物取扱責任者の氏名

(8) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、飼育施設の平面図及び立面図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施等)

第10条の5 前条第1項の登録は、同条第2項各号に掲げる事項、登録の年月日及び登録番号を動物取扱業登録簿に記載して行うものとする。

2 知事は、前条第1項の登録をしたときは、同条第2項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事項(同項第4号に掲げる事項にあっては、主として取り扱う動物の種類に限る。第10条の8第2項において同じ。)、登録の年月日並びに登録番号を記載した動物取扱業登録証を当該申請者に交付しなければならない。

(登録の拒否)

第10条の6 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、若しくは第10条の3第1項の規定による法第11条第1項の基準の遵守をせず、若しくはしないことが明らかであるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第10条の4第1項の登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 第10条の15第1項の規定により第10条の4第1項の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(3) 法人でその代表者が前2号のいずれかに該当する者であるもの

2 知事は、前項の規定により第10条の4第1項の登録を拒否したときは、その理由を示して、遅滞なく、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(変更の登録等)

第10条の7 第10条の4第1項の登録を受けて動物取扱業を営む者（以下「登録業者」という。）は、同条第2項第3号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするとき（同項第7号に掲げる事項にあっては、動物取扱責任者を変更する場合に限る。）は、変更の登録を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をするときは、この限りでない。

2 前項の変更の登録を受けようとする登録業者は、変更をしようとする事項その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第10条の4第3項の規定は、前項の申請書について準用する。

4 登録業者は、第10条の4第2項第1号、第2号又は第7号に掲げる事項に変更があったとき（同項第2号に掲げる事項の変更にあつては飼育施設を設置する事業所の名称の変更に、同項第7号に掲げる事項にあつては動物取扱責任者を変更しない場合に限る。）は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

5 知事は、前項の規定による届出があったときは、変更の登録を行うものとする。

(変更の登録の実施等)

第10条の8 前条第1項及び第5項の変更の登録は、申請に係る事項及び変更の登録の年月日を動物取扱業登録簿に記載して行うものとする。

2 知事は、第10条の4第2項第1号から第4号まで又は第7号に掲げる事項について前条第1項又は第5項の変更の登録をしたときは、第10条の4第2項

第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事項、変更の登録の年月日並びに登録番号を記載した動物取扱業登録証を当該登録業者に交付しなければならない。

3 第10条の6の規定は、前条第1項の変更の登録について準用する。

(承継)

第10条の9 登録業者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該登録業者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(飼育施設の使用の廃止の届出等)

第10条の10 登録業者は、第10条の4第1項の登録に係る飼育施設の使用を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、動物取扱業登録証を返納しなければならない。

(動物取扱業登録証の再交付)

第10条の11 登録業者は、動物取扱業登録証を紛失し、又は損傷したときは、動物取扱業登録証の再交付を知事に申請しなければならない。この場合において、動物取扱業登録証を損傷した者にあつては、当該損傷した動物取扱業登録証を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により再交付の申請があつたときは、動物取扱業登録証を再交付しなければならない。

(動物取扱業登録証の返納)

第10条の12 登録業者は、第10条の8第2項の規定により動物取扱業登録証の交付を受けたとき、又は前条第2項の規定により動物取扱業登録証の再交付を受けた後に紛失した動物取扱業登録証を発見したときは、速やかに、既に交付を受け、又は発見した動物取扱業登録証を知事に返納しなければならない。

(登録の抹消)

第10条の13 知事は、第10条の10の規定による届出があつたとき、又は第10条の4第1項の登録に係る飼育施設の使用を廃止した事実が判明したときは、同

項の登録を抹消しなければならない。

(動物取扱業登録証の掲示)

第10条の14 登録業者は、当該登録に係る事業所の見やすい箇所に動物取扱業登録証を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第10条の15 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条の4第1項の登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、第10条の4第1項の登録を受けたとき。

(2) 法に基づく処分又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(3) 第10条の6第1項第1号又は第3号に掲げる者(同号に掲げる者にあつては、その代表者が同項第1号に該当する者である場合に限る。)に該当することとなったとき。

2 知事は、前項の規定により第10条の4第1項の登録を取り消したときは、その理由を示して、遅滞なく、その旨を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により第10条の4第1項の登録を取り消された者は、遅滞なく、動物取扱業登録証を知事に返納しなければならない。

(勧告、命令及び公表)

第10条の16 知事は、飼育施設を設置して動物取扱業を営む者が第10条の3第1項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、飼育施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等を改善し、又は動物取扱責任者を設置すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(立入調査等)

第10条の17 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、飼育施設を設置して動物取扱業を営む者から飼育施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業を営む者の飼育施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外)

第10条の18 第10条の5第2項、第10条の8第2項及び第10条の11第2項の交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)第4条の規定は、適用しない。

2 第10条の10、第10条の11第1項、第10条の12及び第10条の15第3項の返納については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条の規定は、適用しない。

第3章 特定動物の飼育

(特定動物の飼育許可)

第11条 特定動物を飼育しようとする者は、規則で定める動物の区分及び飼育施設ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体が、その設置し、及び管理する施設内において特定動物を飼育する場合

(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館(主として動物を収集し、及び展示するものに限る。)又は同法第29条の規定により指定を受けた博物館に相当する施設(主として動物を収集し、及び展示するものに限る。)内において特定動物を飼育する場合

(3) 獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2

項に規定する診療施設内において獣医師が診療のために特定動物を飼育する場合

2 前項の許可（以下「飼育許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 飼育の目的

(3) 特定動物の種類及び数

(4) 飼育施設の所在地

(5) 飼育施設の構造、規模及び数

(6) 飼育の作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）の氏名及び住所

(7) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 飼育施設の平面図及び立面図

(2) 申請者及び作業従事者の特定動物の飼育又はその作業に関する経歴書

(3) その他規則で定める書類

(許可の要件等)

第12条 知事は、前条第2項の規定による申請が次に掲げる要件に適合していると認める場合に限り、飼育許可をするものとする。

(1) 申請に係る飼育施設が次に掲げる基準に適合していること。

ア 特定動物の破壊力に耐え得る十分な強度を有すること。

イ 容積は、飼育する特定動物の数に応じ、適当なものとする。

ウ その他規則で定める基準

(2) 申請者が次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 満18歳に満たない者

イ 第16条の規定により飼育許可を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過していない者

ウ 法若しくはこの条例又は法若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過してい

ない者

- 2 飼育許可には、有効期間その他必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

第13条 飼育許可（この項の規定による変更の許可を含む。以下同じ。）を受けた者は、第11条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするとき（同項第6号に掲げる事項にあっては、作業従事者を変更する場合に限る。）は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、当該飼育許可に係る飼育施設において飼育する特定動物と同一種類で、かつ、同一数以内において変更するとき、又は規則で定める軽微な変更をするときは、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 変更に係る事項

(3) 変更の理由

(4) その他規則で定める事項

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 飼育施設の構造若しくは規模を変更し、又は飼育施設を増設する場合は、当該変更又は増設に係る飼育施設の平面図及び立面図

(2) 作業従事者を変更する場合は、当該変更後の作業従事者に係る第11条第3項第2号に掲げる書類

(3) その他規則で定める書類

- 4 前条の規定は、第1項の許可について準用する。

- 5 第1項ただし書に該当する変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。

- 6 飼育許可を受けた者は、第11条第2項第1号、第2号、第6号又は第7号に掲げる事項に変更があったとき（同項第6号に掲げる事項にあっては、作業従事者を変更しない場合に限る。）は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(施設内飼育)

第14条 飼育許可を受けた者は、特定動物を当該飼育許可に係る飼育施設内で飼育するものとし、当該飼育施設の外へ出してはならない。ただし、疾病の治療等のため特定動物を診療施設に輸送する場合その他規則で定める場合であって、人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのない安全な方法で取り扱うときは、この限りでない。

(廃止の届出)

第15条 飼育許可を受けた者は、特定動物の飼育を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第16条 知事は、飼育許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その飼育許可を取り消すことができる。

- (1) 第8条又は第22条第1項若しくは第2項の規定に違反して、人の生命、身体又は財産を侵害したとき。
- (2) 第12条第2項の飼育許可の条件に違反したとき。
- (3) 第13条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (4) 第14条の規定に違反したとき。
- (5) 第24条第1項若しくは第4項の規定による命令又は同条第3項の規定による命令若しくは禁止に違反したとき。
- (6) 不正の手段により飼育許可を受けたとき。

第3章 動物の収容等

(野犬等の収容)

第11条 略

(収容の公示等)

第12条 略

(犬、ねこ等の譲渡)

第13条 略

第4章 動物の収容等

(野犬等の収容)

第17条 略

(収容の公示等)

第18条 略

(犬、ねこ等の譲渡)

第19条 略

(野犬等の薬殺処分)

第14条 知事は、野犬等が人の生命、身体又は財産を侵害することを防止するため緊急の必要があり、かつ、第11条第1項の規定による収容が著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用してこれを殺処分することができる。この場合においては、当該区域内及びその近隣の住民に対して、薬物を使用して野犬等を殺処分する旨を周知しなければならない。

2及び3 略

(感染症の予防)

第15条 略

第4章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第16条 略

(事故発生時の措置)

第17条 略

(措置命令)

第18条 知事は、特定動物の飼い主が第8条又は第16条第1項若しくは第2項の規定に違反していると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 略

(野犬等の薬殺処分)

第20条 知事は、野犬等が人の生命、身体又は財産を侵害することを防止するため緊急の必要があり、かつ、第17条第1項の規定による収容が著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用してこれを殺処分することができる。この場合においては、当該区域内及びその近隣の住民に対して、薬物を使用して野犬等を殺処分する旨を周知しなければならない。

2及び3 略

(感染症の予防)

第21条 略

第5章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第22条 略

(事故発生時の措置)

第23条 略

(措置命令)

第24条 知事は、特定動物の飼育許可を受けた者が第8条第1号又は第2号の規定に違反していると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 略

3 知事は、飼育許可に係る飼育施設が第12条第1項第1号に規定する基準に適合していないと認めるときは、当該飼育許可を受けた者に対し、当該飼育施設の修理若しくは改造を命じ、当該修理若しくは改造が完了するまでの間特定動物の他の飼育施設への移送を命じ、又は当該飼育施設の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。

4 知事は、特定動物の飼育許可を受けた者が第14条の規定に違反していると認めるとき、又は特定動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該飼育許可を受けた者又は当該特定動物の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 第14条の規定に違反している特定動物の飼い

(立入調査等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、飼育施設、飼育施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼育に関し、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2及び3 略

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第20条 知事は、法第24条第1項又は第33条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 略

第5章 雑則

(保管に要した費用等)

第21条 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第36条第2項の規定により収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は第11条第1項の規定により収容された野犬等の返還を受けようとする者は、保管に要した費用及び返還に要する費用として、次の各号に定める額を負担しなければならない。

- (1) 保管に要した費用 1頭、1匹又は1羽1日につき300円
- (2) 返還に要する費用 1頭、1匹又は1羽1日につき3,000円

主にあつては、特定動物を飼育施設内で飼育すること。

- (2) 特定動物を殺処分すること。
- (3) その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

(立入調査等)

第25条 知事は、この条例(第2章の2の規定を除く。)の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、飼育施設、飼育施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼育に関し、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2及び3 略

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第26条 知事は、第10条の17第1項又は前条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 略

第6章 雑則

(手数料等)

第27条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 第10条の4第1項の登録を受けようとする者 1件につき6,600円
- (2) 第10条の7第1項の変更の登録を受けようとする者 1件につき4,000円
- (3) 第10条の11第1項の規定により動物取扱業登録証の再交付を受けようとする者 1件につき1,800円
- (4) 第11条第1項の規定により許可を受けようとする者 1件につき1万6,000円
- (5) 第13条第1項の規定により許可を受けようとする者 1件につき1万円

(権限の委任)

第22条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第23条 略

第6章 罰則

2 法第18条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第19条第2項の規定により収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は第17条第1項の規定により収容された野犬等の返還を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保管に要した費用及び返還に要する費用を負担しなければならない。

(規則への委任)

第28条 略

第7章 罰則

第28条の2 第10条の16第2項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第1項の規定に違反して、知事の許可を受けないで特定動物を飼育した者
- (2) 第13条第1項の規定に違反して、知事の許可を受けないで第11条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更した者
- (3) 第14条の規定に違反した者
- (4) 第24条第4項の規定による命令に違反した者

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の4第1項の規定に違反して、知事の登録を受けないで動物取扱業を営んだ者
- (2) 第10条の7第1項の規定に違反して、知事の変更の登録を受けないで第10条の4第2項第3号から第7号までに掲げる事項を変更した者
- (3) 偽りその他不正の手段により第10条の4第1項の登録又は第10条の7第1項の変更の登録を受けた者

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第18条第2項の規定による命令（同項第2号に係るものを除く。）に違反した者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は料料に処する。

- (1) 略
- (2) 第16条第1項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者
- (3) 第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第18条第2項の規定による命令（同項第2号に係るものに限る。）に違反した者
- (5) 第19条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (6) 第19条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は料料を科する。

附 則
(施行期日)

(4) 第10条の17第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第10条の17第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第24条第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第24条第2項の規定による命令（同項第2号に係るものを除く。）に違反した者
- (3) 第24条第3項の規定による命令又は禁止に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は料料に処する。

- (1) 略
- (2) 第10条の15第3項の規定に違反した者
- (3) 第22条第1項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者
- (4) 第23条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第24条第2項の規定による命令（同項第2号に係るものに限る。）に違反した者
- (6) 第25条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (7) 第25条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は料料を科する。

第33条 第10条の7第4項、第10条の9第2項又は第10条の10の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則
(施行期日)

- 1 略
(鳥取県飼い犬管理条例の廃止)
- 2 略
(経過措置)
- 3～5 略
(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 6 略
(この条例の失効)
- 7 この条例は、平成23年5月31日までに延長その他の
所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ
の効力を失う。この場合における経過措置に関し必
要な事項は、規則で定める。

- 1 略
(鳥取県飼い犬管理条例の廃止)
- 2 略
(経過措置)
- 3～5 略
(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 6 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。ただし、附則第6項から第8項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

3 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(111) 略</p> <p><u>(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。)</u> <u>第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録</u> <u>1件につき6,600円</u></p> <p><u>(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新</u> 1件につき4,000円</p> <p><u>(111の4) 動物愛護法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修の実施</u> 1件につき1,000円</p> <p><u>(111の5) 動物愛護法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可</u> 1件につき16,000円</p> <p><u>(111の6) 動物愛護法第28条第1項本文の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可</u> 1</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(111) 略</p>

<p>件につき10,000円</p> <p>(111の7) <u>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則</u> (平成18年環境省令第1号。以下「<u>動物愛護法施行規則</u>」という。) 第2条第6項の規定に基づく同条第5項に規定する登録証の再交付 1件につき1,800円</p> <p>(111の8) <u>動物愛護法施行規則第15条第6項の規定に基づく同条第5項に規定する許可証の再交付</u> 1件につき1,800円</p> <p>(112) ~ (323) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(112) ~ (323) 略</p> <p>2 略</p>
--	-----------------------------------

(既に動物取扱業を営んでいる者に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例 (以下「旧条例」という。) 第10条の4第1項の規定による登録を受けて動物取扱業を営んでいる者が引き続き当該業を行おうとする場合の動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律 (平成17年法律第68号) による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号。以下「新法」という。) 第10条第1項の規定による登録については、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) から平成19年5月31日までの間 (当該期間内に新法第12条第1項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあった日までの間) は、前項の規定による改正後の鳥取県手数料徴収条例 (以下「新手数料徴収条例」という。) 第2条第1項の規定にかかわらず、同項第111号の2による手数料は、徴収しない。

(既に特定動物の飼育の許可を受けている者に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に旧条例第11条第1項の規定による許可を受けて特定動物の飼育を行っている者が引き続き当該許可に係る特定動物の飼養又は保管をしようとする場合の新法第26条第1項の許可に係る申請については、施行日から平成19年5月31日までの間 (当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間) は、新手数料徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項第111号の5による手数料は、徴収しない。

(施行日前の特定動物の飼養又は保管の許可の申請に係る手数料の徴収)

- 6 施行日前に動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成17年政令第390号) 附則第2条第1項の規定により新法第26条第1項の規定による許可を受けようとする者の行う申請については、1件につき16,000円の手数料を徴収する。
- 7 新手数料徴収条例第3条から第7条までの規定は、前項の手数料について準用する。
- 8 附則第6項の規定により徴収された手数料に係る審査を受けた後の許可については、新手数料徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項第111号の5の手数料は、徴収しない。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

- 9 鳥取県住民基本台帳法施行条例 (平成14年鳥取県条例第42号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この項において「移動号」という。) に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この項において「移動後号」という。) が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号)による同条例第11条第1項又は同条例第13条第1項の許可に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(11) 略</p>

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第29号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(公募の例外)</p> <p>第4条 知事は、次に掲げる事由の<u>いずれかに該当する者</u>については、公募を行わず、県営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、<u>既存入居者又は同居者が</u>加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の</p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第4条 知事は、次に掲げる事由の<u>一に該当する者</u>については、公募を行わず、県営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと<u>又は既存入居者若しくは同居者が</u>加齢、病気等によって日常生活に身体の機</p>

制限を受けることとなったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 略

(敷金の納付等)

第11条 略

2 前項による敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃、県営住宅の敷地内に所在する駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）の使用料（以下「駐車場使用料」という。）又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

3 略

(収入超過者に対する家賃)

第21条 略

2 知事は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入及び前項の規定により当該県営住宅の家賃が定められることとなった年度から経過した期間を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 略

(県営住宅駐車場使用者の資格)

第24条の14 県営住宅駐車場を使用することができる者は、県営住宅の入居者（第24条の9の規定により県営住宅を使用する者を含む。）のうち次に掲げる条件を備えている者とする。

(1)～(3) 略

2 略

(使用料)

第24条の16 知事は、県営住宅駐車場を使用する者から、毎月、駐車場使用料を徴収する。

2～5 略

(管理の代行)

第26条 知事は、法第47条の規定に基づき、別表第2

能上の制限を受けることとなったことにより、知事が入居者を募集しようとしている県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 略

(敷金の納付等)

第11条 略

2 前項による敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

3 略

(収入超過者に対する家賃)

第21条 略

2 知事は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 略

(県営住宅駐車場使用者の資格)

第24条の14 県営住宅の敷地内に所在する駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）を使用することができる者は、県営住宅の入居者（第24条の9の規定により県営住宅を使用する者を含む。）のうち次に掲げる条件を備えている者とする。

(1)～(3) 略

2 略

(使用料)

第24条の16 知事は、県営住宅駐車場を使用する者から、毎月、当該駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という。）を徴収する。

2～5 略

(管理の委託)

第26条 知事は、別表第2の左欄に掲げる県営住宅

の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）の管理をそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村に行わせる。

（共同施設を含む。）の施設設備の保全及び入居者の決定に関する事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる者に委託する。

2 前項の規定による管理の対象となる事務は、別表第3に掲げる事務の範囲内で、市町村と協議して定める。この場合において、当該市町村に行わせることとなる事務に関するこの条例の規定（第7条第4項第5号、第6号及び第8号、第9条第1項第1号並びに第24条の18第1項第7号及び第8号を除く。）中「知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

別表第1（第2条の2関係）

名 称	位 置
略	
相生町団地	鳥取市相生町二丁目
略	
緑町第1団地	鳥取市立川町六丁目
緑町第2団地	
略	

別表第1（第2条の2関係）

名 称	位 置
略	
相生町団地	鳥取市相生町二丁目
賀露港団地	鳥取市賀露町北三丁目
略	
緑町第1団地	鳥取市立川町六丁目
緑町第2団地	
寿団地	鳥取市西品治
略	

別表第2（第26条関係）

名 称	管理代行市町村
倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 美穂第2団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第1団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地	鳥取市
略	
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 高城第2団地 高城第3団地	倉吉市

別表第2（第26条関係）

名 称	委 託 先
賀露港団地 倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 美穂第2団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第1団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地	鳥取市
略	
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 高城第2団地 高城第3団地 鴨川団地	倉吉市

略	
陰田団地	米子市
略	

略	
陰田団地	米子市
渡団地 外江団地 弥生団地 上道 団地 高松団地 美保団地 誠道団 地 余子団地 夕 日ヶ丘団地	境港市
略	

別表第3 (第26条関係)

この条例の条項	事務の内容
第3条	入居者の公募に係る事務
第5条第2項及び 第3項	単身入居が認められない要件 に該当するかどうか判断する ための調査及び市町村長への 意見の徴求に係る事務
第6条	入居者の決定等に係る事務
第7条	入居者の選考に係る事務
第8条	入居補欠者の決定等に係る事 務
第9条	入居の手續に係る事務
第9条の2	同居の承認に係る事務
第9条の3	入居の承継の承認に係る事務
第14条第2項	県営住宅の修繕又は費用負担 の指示に係る事務
第16条第2項	県営住宅を引き続き15日以上 使用しないときの届出の受理 に係る事務
第17条第3項	県営住宅の一部の他用途利用 の承認に係る事務
第18条第1項及び 第2項	県営住宅の増築等の承認に係 る事務
第21条の2第1項 及び第4項	高額所得者に対する県営住宅 の明渡請求に係る事務
第21条の4	収入超過者に対する他の住宅 のあっせん等に係る事務
第22条	高額所得者に対する県営住宅 の明渡請求又は収入超過者に 対する他の住宅のあっせんの ための収入状況の報告の請求 に係る事務
第23条	退去時等の検査に係る事務

第24条第1項及び第5項	不正の行為等による入居者に対する県営住宅の明渡請求に係る事務（家賃を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）
第24条の13第2項	敷地内に駐車している者に対する移動その他必要な措置命令に係る事務
第24条の15	県営住宅駐車場の使用許可に係る事務
第24条の18第1項	不正の行為等による使用者に対する県営住宅駐車場の明渡請求に係る事務（駐車場使用料を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）
第24条の19において準用する第9条の2、第9条の3第1項、第16条第2項、第21条の2第1項及び第4項並びに第23条第1項、第3項及び第4項	県営住宅駐車場の管理について県営住宅に関する規定を準用した高額所得者に対する明渡請求等に係る事務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4条、第11条第2項、第24条の14第1項及び第24条の16第1項の改正、別表第1及び別表第2の改正（賀露港団地及び寿団地に関する部分に限る。）並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の公布の前に入居の決定を受けた者（鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号。以下「特別県営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する特別県営住宅への入居の決定を受けた者を含む。）に対する敷金の還付については、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項（特別県営住宅条例第8条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の前日に改正前の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定によりされた承認、許可その他の行為で、新条例第26条の規定により市町村が管理を行う県営住宅に関するものは、新条例の相当する規定によりされた承認、許可その他の行為とみなす。

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第30号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、産業体育館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、産業体育館の管理に関する業務のうち、<u>知事及び教育委員会</u>のみの権限に属する事務を除く業務</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>知事</u>は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、<u>知事</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、産業体育館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、産業体育館の管理に関する業務のうち、<u>知事</u>のみの権限に属する事務を除く業務</p>
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>教育委員会</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>知事</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第5条 産業体育館の開館時間は、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定める。</p> <p>2 産業体育館の休館日は、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定める。</p>	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第5条 産業体育館の開館時間は、指定管理者があらかじめ<u>知事</u>の承認を得て定める。</p> <p>2 産業体育館の休館日は、指定管理者があらかじめ<u>知事</u>の承認を得て定める。</p>
<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」</p>

という。)をしなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。

3 略

(行為の制限等)

第7条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

2 略

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2)～(6) 略

(教育委員会規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、産業体育館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

という。)をしなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 略

(行為の制限等)

第7条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 略

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2)～(6) 略

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、産業体育館の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第58号)附則第2項の規定に基づき知事が行った同項に規定する指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、教育委員会が行った行為とみなす。

3 施行日前に改正前の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、改正後の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第31号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 企業立地事業 知事が別に定める県内の地域において、次に掲げる業種のいずれかに属する事業（以下「特定事業」という。）の用に供する工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）を設置し、又は特定事業の拡大を目的として特定事業の用に供する施設若しくは設備（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「新增設事業」という。）であって、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること及び事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア 製造業その他地域経済の活性化に寄与するものとして知事が別に定める業種 新增設事業に係る投資額が1億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が10人以上であること。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 企業立地事業 知事が別に定める県内の地域において、次に掲げる業種のいずれかに属する事業（以下「特定事業」という。）の用に供する工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）を設置し、又は特定事業の拡大を目的として特定事業の用に供する施設若しくは設備（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「新增設事業」という。）であって、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること及び事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア 製造業並びに道路貨物運送業、倉庫業及び<u>こん包業</u>（県内に事業所を有する企業の経営に<u>重大な影響を及ぼすもの</u>として知事が認めるものを除く。）その他地域経済の活性化に寄与するものとして知事が別に定める業種 新增設事業に係る投資額が1億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が10人以上であること。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第2号の知事の認定を受けた同号の企業立地事業に係る旧条例第3条の補助金については、改正後の鳥取県企

業立地等事業助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第32号

鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例

鳥取県産業技術センター条例（平成11年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
	区 分	金 額		区 分	金 額
一 分析	1 定性分析		一 分析	1 定性分析	
	(一) 略	略		(一) 略	略
	(二) 特殊定性分析			(二) 特殊定性分析	
	(1)～(5) 略	略		(1)～(5) 略	略
	(6) 表面張力計	1件につき			
	による分析	4,530円		(6) 略	略
	(7) 略	略		2 略	略
二 略		二 略			
三 測定	1及び2 略	略	三 測定	1及び2 略	略
	3 金属の精密測定			3 金属の精密測定	
	(一)及び(二) 略	略		(一)及び(二) 略	略
	(三) 3次元測定機	1件につき		(三) 3次元測定機	1件につき
	による測定	2,810円		による測定	2,770円
(四) 略	略	(四) 略	略		
4及び5 略	略	4及び5 略	略		
四～八		四～八			
略		略			

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第33号

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第16条第4項の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門学校」という。）の位置、名称その他専門校の運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(受講料の徴収)</u></p> <p>第4条 <u>専門学校が実施する公共職業訓練で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期課程の職業訓練を受ける者（公共職業訓練のうち法第23条第1項に規定するものを受ける求職者を除く。）は、受講料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の受講料の額は、1時間につき200円とする。</u> <u>ただし、特に高度な技能を習得するために行うものとして規則で定める訓練に係る受講料の額は、1時間につき1,700円を超えない範囲内で規則で定める。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第4項の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門学校」という。）の位置、名称その他専門校の運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第4条 略</p>

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第34号

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
<p>(あっせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 労働審判法（平成16年法律第45号）による労働審判手続の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの若しくは同法による労働審判が行われたもの</u></p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>3 略</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第35号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第84号）の一部を次のように改正する。

改正文の第2段落中「別表の表示並びに」を削る。

改正文の第3段落を削る。

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号）第6条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p><u>(使用料の徴収)</u></p> <p>第6条 高等学校の生徒、学生又は一般人による二十世紀梨記念館の利用については、1人1回につき200円の使用料を徴収する。</p>	<p><u>(利用料金)</u></p> <p>第6条 二十世紀梨記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、文化振興財団にその収入として収受させる。</p> <p>2 利用料金は、文化振興財団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>3 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。</p>

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例別表の改正規定を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。